

令和8年9月9日開催

付議事件

- 1 第81号議案 府中市道路線の認定について
- 2 第82号議案 府中市道路線の認定及び廃止について
- 3 第83号議案 府中市道路線の廃止について

○渡辺しょう委員長 付議事件1、第81号議案 府中市道路線の認定について、付議事件2、第82号議案 府中市道路線の認定及び廃止について、付議事件3、第83号議案 府中市道路線の廃止についての3議案を一括議題といたします。

担当者から説明を求めます。お願いいたします。

○三原智行道路課長補佐 ただいま一括議案となりました第81号議案から第83号議案につきまして順次御説明申し上げます。

初めに、第81号議案 府中市道路線の認定についてでございますが、本案は、開発行為により市に帰属することとなった道路12路線を、道路法第8条第1項の規定に基づき、府中市道路線に認定いたしたくお願いするものでございます。

システム2ページの道路線認定調書を御覧ください。認定する路線といたしまして、初めに市道1-477号は、若松町3丁目27番52を起点とし、若松町3丁目27番46を終点とする幅員5.00メートルから6.00メートル、延長71.74メートルの路線でございます。

次に、市道2-443号は、白糸台1丁目74番9を起点とし、白糸台1丁目72番40を終点とする幅員5.00メートル、延長84.27メートルの路線でございます。

次に、市道2-444号は、白糸台4丁目43番11を起点とし、白糸台4丁目44番23を終点とする幅員5.00メートルから7.84メートル、延長98.40メートルの路線でございます。

次に、市道3-479号は、天神町3丁目5番106を起点とし、天神町3丁目5番113を終点とする幅員5.00メートル、延長55.15メートルの路線でございます。

次に、市道3-480号は、新町1丁目46番20を起点とし、新町1丁目47番1を終点とする幅員5.00メートル、延長108.41メートルの路線でございます。

次に、市道4-531号は、南町6丁目5番33を起点とし、南町6丁目5番34を終点とする幅員5.00メートル、延長63.66メートルの路線でございます。

次に、市道5-293号は、西原町2丁目5番12を起点とし、西原町2丁目5番44を終点とする幅員4.50メートル、延長55.45メートルの路線でございます。

システムの3ページを御覧ください。

次に、市道6-485号は、分梅町3丁目41番24を起点とし、分梅町3丁目41番35を終点とする幅員5.00メートル、延長49.57メートルの路線でございます。

次に、市道6-486号は、日新町3丁目4番33を起点とし、日新町3丁目4番38を終点とする幅員4.50メートル、延長58.48メートルの路線でございます。

次に、市道6-487号は、日新町3丁目3番24を起点とし、日新町3丁目3番19を終点とする幅員4.50メートル、延長31.94メートルの路線でございます。

次に、市道6-488号は、四谷4丁目17番14を起点とし、四谷4丁目17番11を終点とする幅員5.00メートル、延長81.80メートルの路線でございます。

最後に、市道6-489号は、四谷6丁目27番27を起点とし、四谷6丁目27番35を終点とする幅員5.00メートルから5.24メートル、延長60.89メートルの路線でございます。

路線ごとの道路線認定案内図及び認定図はシステムの4ページから27ページに記載してございます。

続きまして、第82号議案 府中市道路線の認定及び廃止についてでございますが、本

案は、開発行為等により市に帰属することとなった道路2路線を、市が認定している道路に接続することに伴い、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、府中市道路線の認定及び廃止をいたしたくお願いするものでございます。システム2ページの道路線認定調書及び道路線廃止調書を御覧ください。

初めに、認定する路線といたしまして、市道2-445号は、押立町2丁目36番2を起点とし、押立町2丁目33番14を終点とする幅員4.50メートルから6.28メートル、延長209.87メートルの路線でございます。

廃止する路線といたしまして、市道2-419号は、押立町2丁目33番14を起点とし、押立町2丁目36番1を終点とする幅員4.50メートルから6.28メートル、延長162.75メートルの路線でございます。

次に、認定する路線といたしまして、市道5-294号は、東芝町2番10を起点とし、東芝町2番1を終点とする幅員6.30メートルから8.78メートル、延長192.67メートルの路線でございます。

廃止する路線といたしまして、市道5-230号は、東芝町2番8を起点とし、本宿町3丁目25番12を終点とする幅員8.00メートル、延長57.40メートルの路線でございます。

路線ごとの道路線認定案内図及び認定図、廃止図はシステムの3ページから8ページに記載してございます。

続きまして、第83号議案 府中市道路線の廃止についてでございますが、本案は、市道の路線として廃止することが適当と認める道路5路線を道路法第10条第1項の規定に基づき廃止いたしたくお願いするものでございます。

システム2ページの道路線廃止調書を御覧ください。廃止する路線といたしまして、初めに、市道4-334号は、南町5丁目28番9を起点とし、南町5丁目29番2を終点とする幅員1.82メートル、延長15.00メートルの路線でございます。

次に、市道4-335号は、南町5丁目28番10を起点とし、南町5丁目28番5を終点とする幅員1.82メートル、延長12.00メートルの路線でございます。

次に、市道6-238号は、四谷2丁目24番8を起点とし、四谷2丁目35番1を終点とする幅員1.82メートル、延長52.00メートルの路線でございます。

次に、市道6-283号は、四谷5丁目18番2を起点とし、四谷5丁目27番11を終点とする幅員1.82メートル、延長23.00メートルの路線でございます。

最後に、市道6-300号は、四谷6丁目35番1を起点とし、四谷6丁目36番4を終点とする幅員1.82メートル、延長57.00メートルの路線でございます。

路線ごとの道路廃止案内図及び廃止図はシステムの3ページから12ページに記載してございます。

以上3議案につきましてよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○渡辺しょう委員長 説明が終わりました。これより一括議題の3議案について質疑・意見を求めます。稲津委員。

○稲津憲護委員 2点お伺いします。議案81号議案の中にある、その中でも一番最後の6-489号認定路線の件なんですけども、これと接続している6-363号線ですかね、これがちょっと気になったんですが、ちなみに、6-363号を通じてでないと大通りのほうに行けないというところもあって、幅員がどのぐらいあるのかなと思って、お尋ねしたいと思います。

二つ目、82号議案の5-294号線、東芝町のところ、あそこ、今、画像でも見させていただきましたが、南北の通りにある分離工作物というんですかね、そこのところがちょっと気になるんですけども、あれはそのままでも認定ということで、これは規約上とかそういうのは問題ないのかどうか、そこのところだけ確認させてください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○三原智行道路課長補佐 答弁に関しまして、順番を入れ替えて御説明させていただきます

す。東芝町の車止めに関しまして、お答えさせていただきます。こちらに関しましては、今回設置しているものについては、路上駐車対策として従前から設置したものでございまして、引き継いだ後も路上駐車対策ということで必要性を認識いたしまして、引き続き設置しようと考えているものでございます。なお、市内では、ほかにも2か所ほど同様の設置がある市道認定がございますので、こちらに関しては特に必要なものと考えて、引き続き存置させていくものと認識しております。

もう1点につきまして、6-363号につきましては、幅員が4.00メートルから5.26メートルでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。稲津委員。

○稲津憲護委員 御答弁ありがとうございます。東芝町のほうはもともと確かにあったということで、本来道路の、あそこ、住宅らしい住宅というのは南側の東西に流れるあの通りぐらいいかないので、路駐対策、分かりました。あそこで止まっているとやっぱり困っちゃうというところはあるでしょうけれども、そのところは理解しました。ほかの事例もあったということで確認しました。ありがとうございます。

489号線にしても、そこに接続する6-363号線の幅員が4メートル以上あるということだったので、そのところは今理解しましたので了解いたしました。

質疑は以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。秋山委員。

○秋山としゆき委員 私からは、83号議案の市道4-335号について質問させていただきたいと思います。今、現地視察の静止画等も拝見したんですが、廃止する道路上に建物があったかと思います。この案内図を見てもそうなんですが、こういった状況になった経緯、また時期など、状況が分かれば教えていただければと思います。1点。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○三原智行道路課長補佐 お答えいたします。建築確認等で記録等を確認いたしましたが、倉庫が建設された時期等、経緯を確認できる資料は見当たりませんで、詳細は不明でございます。なお、当該道路は昭和57年に市内全域を一括認定した路線の一つでありまして、認定後に現在の状況となったものと考えられます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。秋山委員。

○秋山としゆき委員 御答弁で、昭和57年の一括道路認定の際に認定されて、その後に現状のような形になったということで分かりました。それで、この道路線の廃止、昨年度も廃止の議案があったかと思うんですが、道路線廃止になる考え方と廃止に至る経緯とあったところをお聞きしたいと思います。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○三原智行道路課長補佐 当該道路につきましては、市民の敷地の一部となっております。公共の道路としての機能を有していないと判断されたものでございます。このことから、その中の一つとして順次廃止をしていくものの一つでございます。

また、廃止された道路につきましては、現況としまして道路としての機能がございませんので、近隣の方に交渉いたしまして、法定外公共物と同様に売払い等、また、付け替え等の交渉をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。秋山委員。

○秋山としゆき委員 ありがとうございます。今議会でも5路線の廃止ということでありました。最後に、廃止される道路線というのは、今後またこういった議案が出てくるのか、その辺を教えていただければと思います。3回目です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○三原智行道路課長補佐 それでは、お答えいたします。こちらの廃止の経緯でござい

すが、令和５年度に委託をかけた、廃止を想定する路線についてを抽出する調査委託をしております。その際に、今回道路認定を継続することに課題などがあるものについて、28路線抽出しております。これまでに13路線を廃止いたしまして、今回５路線の廃止をお諮りしているもので、残りは10件ということで考えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。坂本委員。

○坂本けんいち委員 御説明ありがとうございます。確認で、まず１件伺います。第82号議案の廃止する路線で5－230号、東芝町2の2番の8、先ほど稲津委員の質疑でもありまして、答弁の中で駐車違反をしているというところがございましたけれども、これまでどれぐらいの駐車違反があったということで市で確認されているのかというのをまず１点伺います。お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○三原智行道路課長補佐 答えします。これまで私道でございましたので、私どものほうで把握をすることが難しい状況でございました。なので、把握はしておりません。ただ、これまでのお話の経緯から、また帰属を受ける前の管理者からは、そういった心配があった、もしくは実情があったということで話を受けておりますので、市としても同じ対応を取るという判断に至ったものでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。坂本委員。

○坂本けんいち委員 御答弁ありがとうございます。分かりました。

２点目で、このような私道から市道に変わる路線というのは今現在、市でどれぐらい認識されているのか、確認したいと思います。お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○三原智行道路課長補佐 答えいたします。こちら、寄附の申出があったごとに判断をしていくものでございまして、結果としてそういった寄附を受けたものでございますので、全体としてどの程度同様なものがあるかどうかに関しては把握ができていない状況でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。坂本委員。

○坂本けんいち委員 よく分かりました。私道に関しての路駐とかというのは、市民相談等でも私のほうにも来ているところがございまして、こうやって市道になったというところに関しては、市としても今後注視するところであるんですけども、私道についての路駐というところは、市では深入りできないというところもありますが、住民の方が迷惑されているので、そういったところも警察と連携して行っていただきたいなと思います。お願いします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより第81号議案から第83号議案までの３議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。３議案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第81号議案から第83号議案までの３議案は可決すべきものと決定いたしました。

４ 第85号議案 府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

○渡辺しょう委員長 付議事件 4、第85号議案 府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について担当者から説明を求めます。お願いします。

○立浪健晴資源循環推進課長補佐 ただいま議題となりました第85号議案 府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきまして、議案書に基づき御説明いたしますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

本条例第8条第2項につきましては、事業者による再生資源及び再生品の利用について規定しているものですが、再生資源の定義について引用している「再生資源の利用の促進に関する法律」の名称を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に変更するとともに、同法「第2条第1項」が「第2条第4項」に繰り下げられていることから、これに対応した改正を行うものでございます。

続きまして、第10条第1項につきましては、廃棄物減量等推進審議会について規定しているものですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、同法「第5条の2」が「第5条の7」に繰り下げられていることから、これに対応した改正を行うとともに文言を改めるものでございます。

これらの改正につきましては、本来、平成12年の「再生資源の利用の促進に関する法律」の一部改正並びに平成12年及び平成15年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正の際に条例改正が必要なものでございましたが、今回改めさせていただくものでございます。なお、この改正に伴う市民への影響はございません。

システムの3ページをお願いいたします。第19条第1項につきましては、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する者に対して運搬方法等の指示を行う場合の範囲について規定しているものですが、引用している廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、同法「第6条の2第5項」が「第6条の2第7項」に繰り下げられることに対応した改正を行うものでございます。なお、この改正に伴う市民への影響はございません。

最後に、付則でございますが、この条例は公布の日から施行することを定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○渡辺しょう委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第85号議案は可決すべきものと決定いたしました。

5 第90号議案 令和8年度府中市下水道事業会計補正予算（第1号）

○渡辺しょう委員長 付議事件 5、第90号議案 令和8年度府中市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました、第90号議案令和8年度府中市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。なお、ページ数につきましては全てシステムのものを表記しております。

4ページをお願いいたします。今回の下水道事業会計補正予算は、令和7年3月に国より要請のあった下水道管路の全国特別重点調査における管路調査の結果、緊急度ⅠまたはⅡと判定され、早急な対策が必要とされた管渠について修繕工事を実施するため、既定予算の増減を行うものでございます。補正額でございますが、第2条（収益的収入及び支出の補正）は収益的収入及び支出において、収入は1億4,545万5,000円を増額し、予定額53億7,490万1,000円、支出は1億6,000万円を増額し、予定額58億4,185万3,000円に改めるものでございます。以下、14、15ページからの補正予算実施計画明細書によりまして、御説明申し上げます。

款の1下水道事業収益項の1営業収益目の2雨水処理負担金、説明欄の1の1は、下水道管路の全国特別重点調査の実施に伴う修繕工事により雨水処理負担金を増額するもの。項の2営業外収益、目の4消費税及び地方消費税還付金、説明欄の1の1は、事業費の増額に伴い消費税を再計算した結果、仮払消費税の増額により仕入税額控除が増額となることから還付金を増額するものです。

以上、補正前の収入合計52億2,944万6,000円に対しまして、今回の補正額は1億4,545万5,000円の増額で、補正前の額に対しまして2.8%の増となり、収入合計は53億7,490万1,000円となります。

16、17ページに移りまして、款の1下水道事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、説明欄の11の1は、下水道管路の全国特別重点調査の実施に伴う修繕工事によりその他工事請負費を増額するものです。

以上、補正前の支出合計56億8,185万3,000円に対しまして、今回の補正額は1億6,000万円の増額で、補正前の額に対しまして2.8%の増となり、支出合計は58億4,185万3,000円となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 説明は省略となりますので、これより質疑・意見を求めます。秋山委員。

○秋山としゆき委員 補正予算についてであります。説明の中で、令和7年3月、下水道管路の全国特別重点調査で緊急度の高いものから、また早急な対応が必要なものから修繕工事を実施するということでもあります。以前の質疑の中で、東八道路の改築工事等々の御答弁もあったかと思えます。今回、補正で修繕を行う管渠についてどのような内容になるのか教えていただければと思います。1点お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いします。

○奥 恵一下水道課長補佐 お答えいたします。以前、令和8年度当初予算にて計上させていただいた東八道路ほか2路線については、全国特別重点調査を受けた改築工事を行うものでございました。今回補正予算でお出しさせていただいておりますのは、全国特別重点調査を受けた応急措置として行うものになりまして、内容といたしましては、都市下水路であったり合流管を中心に修繕等の応急措置を行うものでございます。ただ、こちらについてはあくまで応急措置ではございますので、今後設計等、そういったところを調べる中で、当初予算と同様に改築等が必要であるかについては、引き続き見極めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。秋山委員。

○秋山としゆき委員 分かりました。今回、都市下水路等の応急処置の内容の補正ということで分かりました。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。坂本委員。

○坂本けんいち委員 御説明ありがとうございます。今の秋山委員の質疑の中でもありましたけれども、今回の補正は応急処置とのことでございますけれども、これに至って、

市民生活への影響という部分について確認したいと思います。お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○奥 恵 一下水道課長補佐 お答えいたします。今後、具体的などといった応急措置を行うかという方法については精査していくものですが、その中で、実際の応急措置の内容によっては、一時的に道路を封鎖させていただくとか、そういったところについても一部あるかもしれないです。ただ、極力市民生活、道路の往来とかに影響がないような形での施行というところを第一に考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。坂本委員。

○坂本けんいち委員 御答弁ありがとうございます。応急処置ということであっても、先ほども御答弁でもありましたけれども、道路を封鎖したりとかして、市民生活への影響も多少あるかと思うので、そういったところはしっかりと注視していただいて、呼びかけを行っていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第90号議案は可決すべきものと決定いたしました。

6 第97号議案 令和7年度府中市下水道事業会計の決算の認定について

○渡辺しょう委員長 付議事件6、第97号議案、令和7年度府中市下水道事業会計の決算の認定についてを議題といたします。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました、第97号議案令和7年度府中市下水道事業会計の決算の認定につきまして、御説明申し上げます。

これは、地方公営企業法第30条第4項の規定により下水道事業会計の決算の認定をお願いするものでございます。なお、ページ数につきましては全てシステムのものを表記しております。

それでは恐れ入りますが、156、157ページをお願いいたします。令和7年度府中市下水道事業決算報告書でございます。この決算報告書は予算の執行状況をお示したもので、記載の金額につきましては予算との比較を表すことから、消費税等を含んだ表示としております。（1）収益的収入及び支出でございますが、上段、収入の第1款下水道事業収益は、予算額合計49億8,051万8,000円に対して、決算額は50億5,976万4,000円、執行率101.6%でございます。次に下段、支出の第1款下水道事業費用は、予算額合計49億1,897万2,000円に対して、決算額は45億6,579万7,000円、執行率92.8%でございます。

158、159ページをお願いいたします。（2）資本的収入及び支出でございますが、上段、収入の第1款資本的収入につきましては、予算額合計10億2,318万1,000円に対して、決算額は9億4,004万9,000円、執行率91.9%でございます。次に下段、支出でございますが、第1款資本的支出につきましては、予算額合計14億3,761万8,000円に対して、決算額は13億4,719万5,000円、執行率93.7%でございます。なお、表の欄外は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填財源について説明しております。ここまでの令和7年度府中市下水道事業決算報告書の内訳につきましては後ほど、決算事項別明細書により御説明させていただきます。

161ページをお願いいたします。こちらは令和7年度府中市下水道事業損益計算書でございます。損益計算書は、下水道事業の経営成績を明らかにするために、当年度中に得た全ての収益、要した全ての費用を記載し、利益や損失を表したものでございます。1、営業収益の合計額は29億7,693万7,000円となっており、主なものといたしましては下水道使用料、雨水処理負担金等でございます。2、営業費用の合計額は43億1,027万4,000円となっており、主なものといたしましては流域下水道維持管理負担金、減価償却費等でございます。また、営業損失は、営業収益から営業費用を差し引いたマイナス13億3,333万6,000円でございます。3、営業外収益でございますが、受取利息、補助金等の収益でございます、その合計額は18億9,168万5,000円となっております。4、営業外費用でございますが、企業債の支払利息等の費用でございます、その合計額は1億1,443万5,000円となっております。また、その右には、営業外収益から営業外費用を差し引いた17億7,724万9,000円を計上し、さらにその下には、先ほどの営業損失との差引額4億4,391万2,000円を経常利益として計上しております。最後に、5、特別損失でございますが、下水道使用料の更正に伴う下水道使用料相当額の返還金でございます、その合計額は5万9,000円となっております。これを先ほどの経常利益から差し引いた当年度純利益は4億4,385万3,000円、さらに前年度繰越利益剰余金3億656万8,000円を加えた当年度末処分利益剰余金は7億5,042万1,000円でございます。

162、163ページをお願いいたします。上段が令和7年度府中市下水道事業剰余金計算書、下段が令和7年度府中市下水道事業剰余金処分計算書でございます。上段の令和7年度府中市下水道事業剰余金計算書でございますが、これは、資本金と剰余金の当年度中の増減を表したものでございます。163ページの右から3列目の末処分利益剰余金は、当年度純利益4億4,385万3,000円に前年度繰越利益剰余金3億656万8,000円を加えた、7億5,042万1,000円が当年度末残高でございます。次に下段の令和7年度府中市下水道事業剰余金処分計算書でございますが、令和7年度府中市下水道事業剰余金につきましては、議会の議決による処分を要する剰余金がないため、一番右の列、当年度末残高7億5,042万1,000円が、繰越利益剰余金として繰越されるものでございます。

164、165ページをお願いいたします。こちらは令和7年度府中市下水道事業貸借対照表でございます。貸借対照表は、下水道事業の財政状態を示すために、令和7年度末時点において保有する、全ての資産、負債、資本を総括的に表したものでございます。164ページ借方は、資産の部でございますが、1、固定資産と2、流動資産を合わせた資産合計は389億9,627万2,000円でございます。165ページ、貸方は、上段の負債の部でございますが、3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益を合わせた負債合計は267億7,841万7,000円でございます。次に、下段、資本の部でございますが、6、資本金と7、剰余金を合わせた資本合計は122億1,785万5,000円となり、最下段の負債資本合計は389億9,627万2,000円でございます。この金額は、先ほどの資産合計と同額で一致しております。

続きまして、決算附属書類を御説明いたします。170ページをお願いいたします。170ページから177ページまでは、令和7年度府中市下水道事業報告書でございます。事業報告書は経営に関する報告書となっており、令和7年度の下水道事業の経営実績の概要についてお示ししたものでございます。

178ページをお願いいたします。こちらは令和7年度府中市下水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。キャッシュ・フロー計算書は、資金収支の状況、現金の流れについて表したものでございます。1、業務活動によるキャッシュ・フローは、5億8,786万6,000円、2、投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス5億3,968万9,000円、3、財務活動によるキャッシュ・フローは、2億7,111万7,000円となっております。これらの合計である下から3段目の資金増加額は3億1,929万4,000円となり、これに資金期首残高24億6,052万8,000円を加え、資金期末残高は27億7,982万3,000円でございます。

179ページをお願いいたします。こちらは、収益費用明細書の収入でございます。161ページの損益計算書の収益に係る明細で、収益の合計は、48億6,862万2,000円でございます。

180、181ページをお願いいたします。こちらは、収益費用明細書の支出でございます。161ページの損益計算書の費用に係る明細で、費用の合計は、44億2,476万9,000円でございます。

182ページをお願いいたします。こちらは、資本的収支明細書の収入でございます。下水道事業の投資活動に係る明細で、収入の合計は、9億4,004万9,000円でございます。

183ページをお願いいたします。こちらは、資本的収支明細書の支出でございます。下水道事業の投資活動に係る明細で、支出の合計は、12億7,461万3,000円でございます。

184、185ページをお願いいたします。こちらは、固定資産明細書で、（１）有形固定資産、（２）無形固定資産、（３）投資の別に、当年度中の変動を表したものでございます。

186、187ページをお願いいたします。186ページから191ページまでは、企業債明細書で、令和7年度末時点での未償還残高は55億1,555万7,000円でございます。

192、193ページをお願いいたします。ここからは、決算事項別明細書に基づき、決算報告書の明細について詳しくご説明させていただきます。

初めに、収益的収入でございます。款の1下水道事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料調定額は、前年度比5,282万4,000円の増、率で2.6%の増、備考欄1は下水道使用料169万8,071件分。目の2雨水処理負担金、備考欄1は維持管理に係る雨水処理経費に充てる一般会計負担分。目の3受託事業収益は、国立市からの都市下水路維持管理負担金。目の4その他営業収益、節の1手数料、備考欄1は下水道工事店指定手数料の新規登録料17件分、更新手数料80件分（新規1件当たり1万円、更新1件当たり5,000円）。節の2雑収益、備考欄1は下水道台帳等のコピー料金2,136件分、備考欄2は光ファイバーケーブル等の下水道占用料7件分、備考欄3は令和6年度の未払金を収益化したもの。項の2営業外収益、目の1受取利息、節の1預金利息、備考欄1は下水道事業資金管理口座についた普通預金利子。節の2基金利息、備考欄1は建設改良積立金及び下水道施設改築基金の運用で得た定期預金等利子。目の2補助金、節の1国庫補助金は社会資本整備総合交付金で下水道雨水管理総合計画策定作業、水管理・国土保全所管補助金で下水道管路の全国特別重点調査等事業における管路内調査、改築・修繕基本設計業務及び路面下空洞調査業務に対する補助金。節の2都補助金は市町村下水道事業都費補助金で下水道雨水管理総合計画策定作業、下水道管路の全国特別重点調査等事業における管路内調査、改築・修繕基本設計業務及び路面下空洞調査業務に対する補助金。目の3長期前受金戻入は、節の1から6に記載した繰延収益の受贈財産評価額や他会計負担金等の減価償却見合分を収益化したものでございます。

194、195ページに移りまして、目の4雑収益、節の1その他雑収益、備考欄1は令和6年度消費税及び地方消費税の確定申告に伴う還付金加算金です。目の5消費税及び地方消費税還付金は執行がございませんでした。

以上、収益的収入の合計、予算額49億8,051万8,000円、調定額50億5,976万4,000円、執行率101.6%でございます。

196、197ページをお願いいたします。収益的支出でございます。款の1下水道事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、節の1備用品費、備考欄1はモルタルやメッシュハーネス及びランヤード等購入費、備考欄2はマンホールの鉄蓋130組等購入費。節の2燃料費、備考欄1は維持管理車両等の燃料代。節の3光熱水費、備考欄1は貯留施設や操作盤等に要した電気代、節の4通信運搬費、備考欄1は第二都市下水路の流量計及び監視カメラに要した回線使用料。節の5委託料、備考欄1は既設下水管の維持管理に係る管渠の清掃計1,064メートルに要した経費、備考欄2は下水道管路の全国特別重点調査等事業における改築・修繕基本設計業務等の委託経費、備考欄3は下水道施設ストック

マネジメント計画に基づき実施した管路内調査や下水道管渠清掃等業務における汚泥深調査等に要した経費、備考欄4は事業所等排水水質測定・検査委託経費、備考欄5は下水道台帳システム改修委託経費、備考欄6は下水道施設老朽化対策のための計画策定業務や下水道施設地震対策のための総合対策計画の委託経費、備考欄7は下水道事業におけるPPP/PFI導入に向けた事前検討業務等の委託経費。節の6手数料、備考欄1は第二都市下水路流量計及び監視カメラの通信に要したインターネットプロバイダー料。節の7使用料及び賃借料、備考欄1は貯留施設監視システム借上料。節の8修繕費、備考欄1は維持管理車両等の車検等整備代、備考欄2は下水道管渠の補修工事やマンホールの蓋取替等に要した経費。節の9負担金、備考欄1は都道掘削復旧工事監督事務費12件分、備考欄2は隣接する調布市公共下水道及び都市下水路維持管理経費の本市負担分。節の10公課費、備考欄1は維持管理車両等の車検に伴う重量税。節の11工事請負費、備考欄1は公共ます及び取付管の取替に要した経費。節の12保険料、備考欄1は維持管理車両等の自動車損害保険料。目の2ポンプ場費、この不用額の主な理由は、施設管理保守委託の契約差金等によるものです。節の1備用品費、備考欄1は粉末消火器及びリサイクルシールの購入費、節の2燃料費は執行がございました。節の3光熱水費、備考欄1は押立ポンプ場の管理に要した電気代、備考欄2は、押立ポンプ場の上下水道代。節の4通信運搬費、備考欄1は押立ポンプ場の電話代。節の5委託料、備考欄1は押立ポンプ場の施設管理・保守委託に要した経費、198、199ページに移りまして、備考欄2は押立ポンプ場の低濃度PCB調査に要した経費です。節の6修繕費は、執行がございました。節の7保険料、備考欄1は押立ポンプ場の建物総合損害共済分担金。目の3管理費（総係費）、流用増減額が1,000円でございますが、目の7その他営業費用において、研修のキャンセルに伴う返金の振込手数料により予算に不足が生じたため、当該科目から流用したものです。節の1職員人件費、備考欄1は職員8名分。節の2、月額制会計年度任用職員人件費、備考欄1は月額制会計年度任用職員1名分の報酬、備考欄2は月額制会計年度任用職員1名分の期末手当、節の3賞与引当金繰入額、備考欄1は職員8名分の令和7年12月から令和8年3月分の期末・勤勉手当相当額を引当金に積み立てたもの、備考欄2は月額制会計年度任用職員1名分で同様。節の4法定福利費、備考欄1は職員8名分の共済費、備考欄2は月額制会計年度任用職員1名分で同様。節の5法定福利費引当金繰入額、備考欄1は職員8名分の令和7年12月から令和8年3月分の共済費を引当金に積み立てたもの、備考欄2は月額制会計年度任用職員1名分で同様。節の6旅費、備考欄1は職員の出張旅費、節の7報償費、備考欄1は下水道事業経営戦略等検討協議会の委員報酬4回、延べ24名分。節の8被服費、備考欄1は職員の作業着、安全靴等購入代。節の9備用品費、備考欄1はプリンタートナー等事務消耗品購入代。節の10印刷製本費は、執行がございました。節の11通信運搬費、備考欄1はFAX通信料、備考欄2は後納郵便料。節の12委託料、備考欄1は公営企業会計システム保守委託契約に要した経費、備考欄2は下水道事業経営戦略及び下水道使用料改定業務委託契約に要した経費、備考欄3は公認会計士による業務支援に要した経費。節の13手数料、備考欄1は指定金融機関による振込みに要した手数料。節の14使用料及び賃借料、備考欄1は下水道積算システム、コピー機等借上料。節の15修繕費は、執行がございました。節の16研修費、備考欄1は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習、下水道施設の耐震対策解説及び地震対策マニュアル説明会等の受講料。節の17負担金、備考欄1から3は記載団体の年会費、備考欄4は東京都水道局による下水道料金徴収事務に要した経費。節の18貸倒引当金繰入額、備考欄1は令和7年度下水道使用料不納欠損見込額を引当金に積み立てたものです。200、201ページに移りまして、節の19保険料、備考欄1は下水道事業賠償責任保険の保険料。節の20雑費は、執行がございました。目の4流域下水道維持管理負担金この不用額の主な理由は、降雨量が例年に比べ少なかったことに伴い、雨水に係る処理経費が減少したことによるものです。備考欄1は北多摩一号及び森ヶ崎水再生センターに係る流域下水道維持管理負担金。目の

5 減価償却費、節の1有形固定資産減価償却費は、備考欄1から5に記載の下水道施設等の減価償却に要した経費。節の2無形固定資産減価償却費は、備考欄1及び2に記載の流域下水道建設負担金に係る施設利用権等の減価償却に要した経費。目の6資産減耗費は、執行がございました。目の7その他営業費用流用増減額が1,000円でございますが、研修のキャンセルに伴う返金の振込手数料により予算に不足が生じたため、目の3管理費（総係費）から流用し対応したものです。項の2営業外費用、目の1支払利息、節の1企業債利息、備考欄1は公共下水道事業債の利子償還金、備考欄2は流域下水道事業債の利子償還金。節の2借入金利息は、執行がございました。目の2雑支出、節の1その他雑支出、備考欄1は消費税及び地方消費税の経理に伴い発生した端数金。目の3消費税及び地方消費税この不用額の主な理由は、消費税及び地方消費税の納付額が確定したことによるものです。備考欄1は営業活動に伴い納付の必要が生じた消費税及び地方消費税。項の3特別損失、目の1過年度損益修正損、備考欄1は下水道使用料の更正に伴う下水道使用料相当額の返還金です。202、203ページに移りまして、項の4、目の1予備費は、執行がございました。

以上、収益的支出の合計、予算額49億1,897万2,000円、支出済額45億6,579万7,000円、執行率92.8%でございます。

204、205ページをお願いいたします。資本的収入でございます。款の1資本的収入、項の1、目の1企業債、この不用額の主な理由は工事費の確定により、起債対象額が減少したことによるものです。備考欄1は下水道施設老朽化対策のための管更生工事や下水道施設耐震化対策のための耐震化工事等に対するもの、備考欄2は流域下水道建設負担金に係る財源に資するもの。項の2、目の1他会計負担金、備考欄1は建設改良に係る雨水処理経費に充てる一般会計からの負担金、備考欄2は企業債の元金償還金に充てる雨水処理経費としての一般会計負担分。項の3負担金等、目の1受益者負担金は、予算現額に対する執行率は3.0%でございますが、この主な理由は翌年度の令和8年度に収入予定となったことから、未収金に計上されたことによるものです。備考欄1は受益者負担金徴収猶予取消し7件分。項の4国庫補助金、目の1国庫補助金、備考欄1は社会資本整備総合交付金で下水道施設老朽化対策のための公共下水道ストックマネジメント計画に基づく管更生工事に対するもの及び水管理・国土保全所管補助金で下水道管路の全国特別重点調査等事業における改築・修繕詳細設計業務に対する補助金です。なお、予算現額に対する執行率が0.0%でございますが、この主な理由は翌年度の令和8年度に収入予定となったことから、未収金へ計上されたことによるものです。項の5都補助金、目の1都補助金、備考欄1は市町村下水道事業都費補助金で下水道施設老朽化対策のための公共下水道ストックマネジメント計画に基づく管更生工事に対するもの及び下水道管路の全国特別重点調査等事業における改築・修繕詳細設計業務に対する補助金です。なお、予算現額に対する執行率が0.0%でございますが、この主な理由は翌年度の令和8年度に収入予定となったことから未収金へ計上されたことによるものです。

以上、資本的収入の合計、予算額10億2,318万1,000円、調定額9億4,004万9,000円、執行率91.9%でございます。

206、207ページをお願いいたします。資本的支出でございます。

款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1建設総務費、節の1職員人件費、備考欄1は職員7名分。節の2賞与引当金繰入額、備考欄1は職員7名分の令和7年12月から令和8年3月分の期末・勤勉手当相当分。節の3法定福利費、備考欄1は職員7名分の共済費。節の4法定福利費引当金繰入額、備考欄1は職員7名分の令和7年12月から令和8年3月分の共済費相当分。目の2管路建設改良費流用増減額が63万円でございますが、目の3ポンプ場建設改良費において、押立ポンプ場細断機バイパスゲート点検及びコンデンサ・リアクトル交換工事により予算に不足が生じたため、当該科目から流用したものです。また、この不用額の主な理由は、下水道施設老朽化対策委託及び下水道施設地震対策委託の執行金額の確定により減額となったこと等によるものです。節の1

委託料、備考欄1は下水道施設老朽化対策のための詳細設計、下水道管路特別重点調査等事業における改築・修繕詳細設計等の委託料、備考欄2は下水道施設老朽化対策のための管更生工事の委託料、備考欄3は下水道施設地震対策のための耐震化工事の委託料。節の2負担金、備考欄1は調布市の公共下水道及び都市下水路建設改良負担金、備考欄2は東京都との道路整備事業に伴う協定に基づく都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線及び都市計画道路3・4・5号新奥多摩街道線築造工事に要した本市負担分。節の3工事請負費は下水道管の整備、布設及び新設改良工事に係る経費。目の3ポンプ場建設改良費流用増減額が63万円でございますが、押立ポンプ場細断機バイパスゲート点検及びコンデンサ・リアクトル交換工事により予算に不足が生じたため、目の2管路建設改良費から流用したものです。節の1工事請負費、備考欄1は細断機バイパスゲート点検及びコンデンサ・リアクトル交換工事に係る経費。目の4流域下水道建設負担金、備考欄1は北多摩一号及び森ヶ崎水再生センターに係る流域下水道建設費負担金、備考欄2は東京都流域下水道全域における改良費に要した本市負担分。項の2固定資産購入費、目の1無形固定資産購入費、この不用額の主な理由は、下水道台帳統合システムの構築内容を精査したことによるものです。節の1ソフトウェア購入費、備考欄1は下水道台帳統合システムの構築業務等。項の3、目の1企業債償還金、備考欄1は公共下水道事業債の元金償還金、備考欄2は流域下水道事業債の元金償還金。208、209ページに移りまして、項の4、目の1基金繰入金、備考欄1は下水道施設改築事業に充てる財源とするため基金に積み立てたもので、令和7年度末基金残高は95億4,500万円です。項の5、目の1予備費は、執行がございませんでした。

以上、資本的支出の合計、予算額14億3,761万8,000円、支出済額13億4,719万5,000円、執行率93.7%でございます。

以上、令和7年度府中市下水道事業会計の決算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 説明は省略となりますので、これより質疑・意見を求めます。秋山委員。

○秋山としゆき委員 ありがとうございます。まず、管渠費についてであります。令和6年度と比較をしますと、1億4,000万円増、28.8%の増加となっているかと思います。これは全国特別重点調査などが実施されたことも要因であるかと思いますが、この増加の要因について確認をさせていただきたいと思います。

もう1点、令和7年度でストックマネジメント計画第1期の区間がこれで完了されたかと思いますが、この成果について伺いたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○奥 恵 下水道課長補佐 順次お答えいたします。

まず、システム175ページの営業費用のうち管渠費での令和6年度との増減の比較でございますが、委員がおっしゃいますとおり、こちらの約1億4,000万円増えている主な要因としては、八潮市の道路陥没をきっかけとした国からの要請に基づいて実施させていただいた全国特別重点調査による調査等の関連経費による増額でございます。

続きまして、ストックマネジメント計画第1期区間については、令和7年度の工事をもって終了させていただきましたが、第1期区間につきましては、計画に基づき、北山町や新町など、主に北部地域を中心としまして、調査によって対策が必要と認められた管渠に対して、設計作業を経て、管更生工事などの改築事業を延べ約5キロメートル実施させていただきました。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。お願いします。

○秋山としゆき委員 管渠費の増加については、全国特別重点調査が要因であるということが分かりました。また、第1期区間の工事については、北山町、新町北部地域のほう

の調査を実施して、5キロメートルの改築等が行われたということで確認をさせていただきました。

次に、2回目で令和7年度の経費回収率についてですが、106.35%と100%を維持している状況が続いていると思います。これまでの議事録等を拝見すると、現状のままであると、令和17年には経費回収率が80%ぐらいに落ち込むことが想定されるような答弁がありました。来月から下水道使用料が改定されると思います。こういった改定によって令和8年度以降も経費回収率が100%を維持できていくということを伺っておりますが、一方で全国特別重点調査の結果などを踏まえた際に、先ほどの補正でも増加している状況にあるかと思っています。そういった新たな支出がまた増加していくのではないかと思います。今後の経費回収率についての見通しについて伺いたいと思います。

もう1点、2件目ですが、千葉県をはじめ、昨日も名古屋のほうでも排水能力を超えるような豪雨が合ったかと思っています。これは本市としても例外ではなく、喫緊の課題であると思います。その対策の一つとして、雨水浸透ますの設置が重要であると思っております。令和7年度の実績、これまで3,000個継続して設置を進めていると思います。令和7年度の実績と設置による効果、そして浸水対策に関する市民への協力等について、具体的にどのような活動、取組を行っているのか伺いたいと思います。

以上2点お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○奥 恵一下水道課長補佐 順次お答えいたします。

まず、経費回収率の見通しの御質問でございますが、昨年度に策定いたしました府中市下水道事業経営戦略では、委員が御指摘いただいたとおり、その時点で調査結果等が判明していなかった全国特別重点調査に係る経費などは当該計画のほうには反映しておりません。本市の経営戦略については、5年に一度、内容の見直しに併せ、改めてその時点での経費回収率等の見直しから、下水道使用料の改定の必要についても検討するよう定めさせていただいております。そのため、今後の経費回収率等の経営指標、こちらの状況を十分に注視しまして、財政マネジメントの強化に引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、見通しとしては、経営戦略で言いますと、一定の基準である100%以上というのを維持できるようには、今回の下水道使用料の改定をさせていただいたところですので、それを一定の基準として、毎年の予算決算時の乖離等も検証をしっかりとしていきたいと考えております。

続きまして、2点目の雨水浸透ます等の御質問でございますが、まず、雨水浸透ますについては、環境政策課のほうで実施しているエコハウス設備設置費助成金のほか、下水道課では、住宅などの建築時に雨水浸透施設、こちらの設置の指導に取り組んでおります。昨年度の実績としましては、雨水浸透ますを新たに3,299個設置することができました。なお、こちらの効果としましては、3,299個の雨水浸透ますが新たに設置されることによって、1時間当たり、25メートルプールで換算しますと、約3倍分の水量の抑制能力があるものと推計しております。

最後に、浸水対策に関わる市民の皆様への働きかけでございますが、都内では6月を浸水対策月間と位置づけまして、東京都及び各区市町村が連携し、取組を進めております。本市でも、市民の皆様が身近にできる対策としまして、自宅周辺の道路に雨水を排水する集水ますの蓋に堆積しているような落ち葉などについて清掃を行うことを、広報紙や新庁舎「おもや」でのデジタルサイネージなどを活用し、周知させていただいております。今後、広報紙の特集ページなどの利用も検討しながら、引き続き効果的な周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。秋山委員。

○秋山としゆき委員 ありがとうございます。まず、1件目の経費回収率についてであり

ますが、今後も100%を維持できるというところではありますが、今回の全国重点特別調査等は経営戦略上には反映されていないということでありまして、5年に一度、また状況を見て見直していくということで分かりました。かなり状況が変わってきているとも思っておりますので、今後とも100%を維持というところ、しっかり取り組んでいただくとともに、昨今の豪雨の状況等もしっかり注視して、今後の見直し等についても御検討いただきたいと思いますと思っております。

続きまして、浸透ますについてであります。令和7年度も3,299個ということで、ここ数年間、ずっと3,000個以上を継続しているということで分かりました。今御答弁いただいたように、しっかりとこの効果を踏まえつつ取組を設置していることも分かりましたし、市民の皆様についての周知というところでは、6月の浸水対策月間について落ち葉清掃等々の周知をしているということで分かりました。これだけの豪雨が続きますと、市民の皆様への御協力等々、今後出てくると思っておりますので、その点を踏まえて、今後もまた浸透ますの設置等については引き続き進めたいと思います。意見のほうはまた後ほどさせていただきます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。下水道課の皆さんには本当に御苦労されて大変だと思っております。御苦労さまです。ちょっと市民目線というか、お聞きしたいんですが、今の経費回収率というのもありましたが、いろんな自治体を見てみると、100%とかというのって結構珍しいのかなと思うんですけど、五十何%とかというところもあるみたいなんですけれども、大まかに聞くと、100%で維持したい府中市としての考えと、例えばそれがもし減っていったとして、どこからのお金が使える、一般だったり基金だったりあると思うんですけど、もし回収率が下がっていくときに何で補填していくのかというのが今、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

そしてもう一つ、1か月後には料金が見直されるということなんですけれども、今現在で市民からの問合せというか、声は届いているかということと、他の自治体なんかですと、声が大きくなったりすると見直すみたいなのところもあるようなんですが、もしそういう声が大きくなった、物価高騰で皆さん、市民の生活も大変でしょうし、値上げということには敏感になってくるかと思うんですけども、実際に値上げをしてから市民の反応みたいのがあったときに、府中市としては検討する考えはあるのか、それとも、都の、国のという、そちらに重きを置くのかというのを今時点でお考えを教えてください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○奥 恵 一下水道課長補佐 順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の経費回収率の100%というところの考え方でございますが、こちらの経費回収率100%以上が望ましいというところは、国のほうで、こちらの下水道事業を各自治体が行っている中で、言わば経費回収率というところが下水道使用料でどこまで必要な経費等を賄っているかというところの一定の指標の一つとなっております。これが100%を下回っていますと、経費に対して下水道使用料、市民の皆様からいただくものが足りてないよ、つまり改定が必要であるよというものでございます。下水道事業会計については、本市と同様に、各市でも公営企業会計ということで、複式簿記などそういった対応を取らせていただいておりますが、こちらについても、今後の下水道事業の経営をきちんと見極める上で、経営状態が市民の皆様にも見えるような形で行うということになります。御質問の御答弁になりますが、そういった考え方から、本市としては、やはり100%以上というところを維持する中で、適正な下水道使用料をいただく中で、きちんとした下水道事業、様々な老朽化対策等も取り組んでいく必要があると考えて、経営戦略もそちらのほうでつくったところでございます。

また、100%を下回った場合に他市がどういったところをやっているかというところな

んですが、他市のことなのでなかなか詳しいところはあるところはあるんですが、基本的には何かで補填する必要があると思いますので、いわゆる一般会計からの繰入れを、基準外と呼ばれるんですが、基本的には一般会計からの繰入れについては雨水公費・汚水私費の考え方で、受益者負担の考え方で使用料を適切にいただくんですが、その足りない部分については、基準外で一時的に一般会計から補填している自治体が多いのかなとは推測しているところでございます。

2点目の市民からの問合せの状況でございますが、まず、去年の4定で条例を可決いただきまして、2月1日の広報紙、またホームページ等で周知をさせていただきました。その際にも数件お問合せをいただきまして、また今回、ちょうど9月に入ってから、本格的には昨日から多く配り始めているということで業者から聞いているんですが、市内に事業所も含めまして使用料改定のお知らせ、チラシを全戸配布させていただいております。ちょうど本日、そのチラシが届いたよということで、下水道の減免の方法とかというところのお問合せも幾つかいただいておりますので、今後そういった問合せも増えてくるかなと思いますので、そちらについては丁寧に対応させていただきたいと考えております。

最後に、下水道使用料の改定に伴う反対のような御意見が多く寄せられたときの市の考え方というところでございますが、こちらについては、先ほども御答弁させていただいたとおり、条例改正として市議会のほうにもお認めいただいて、市民にも周知させていただいておりますので、様々な御意見はあるかと思うんですが、そちらについては丁寧に、なぜ使用料の改定が必要なのか、今後の下水道事業の中長期的な考え方を踏まえた上で、使用料改定というところの位置づけを御理解いただくように、引き続き丁寧にそこは、市としては御理解をいただくような説明を努めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。野口委員。

○野口なおお委員 ありがとうございます。この先のことで分からない部分も多いのかもしれませんが、丁寧に説明というか、対応していただけるということで、その言葉をしっかり私も受け止めて、今後の対応を見させていただきたいと思います。まとめて言いますと、必ずしも100%でなきゃいけない、国としては80%ぐらいを目標ということになっているかと思うんですけど、違うかな。100%ですか。本当に低い回収率でやっている市もある。また反面、府中市としては、こう言ってしまうとあれですけど、他の自治体よりも料金もずっと安く抑えてこられてきたという、それは先人の、市のおかげかなというところもあると思うので何とも言えないと思うんですけども、値上げに関して、やっぱり市民としても少し敏感になっている、いくということだと思いますし、問合せの件数というのは数件ということでしたけれども、実際に上がってみて、また市民からの値上げに対する敏感な反応を丁寧に対応していただけるということと、数件でもその意見をしっかり受け止めていただいて、何度かこういう質問をさせていただいているんですけども、財源というか、どこから市のお金を、大事な下水道の事業、多岐にわたると思いますし、大変な思いをされて、本当に御苦労さまだと思うんですけども、お金のほうは市のほうにしっかりと予算をつけていただけたらとか、市民に負担というのを先に考えないでもいいような方法を私も一緒に考えさせていただけたらなと思います。

以上ですかね。ありがとうございます。お願いします。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。意見も併せてお願いします。秋山委員。

○秋山としゆき委員 意見のほうを述べさせていただきたいと思います。八潮市の陥没事故を受けて、市民の方はすごく不安な、ああいう映像を見ますと不安なお気持ちになられたかと思います。そういった中、府中市ではたしか全国特別重点調査を前に、事故を

受けた独自の調査も行っていたかと思います。事故を受けたそういった対応もしっかりとされているということはこれまで確認をさせていただいておりますが、全国特別重点調査をはじめ、老朽化への対応や、また耐震化等も進めているかと思います。そういった中で、こういう費用は増加していく中ではありますが、令和7年度の決算については健全な経営状況を維持しているということで評価をさせていただきたいと思います。

こういった課題が山積している中で、今質疑がありましたが、来月からの下水道料金の見直しということではありますが、これは議事録を確認すると、都に支出している流域下水道維持管理負担金の増加であったり、維持管理費の増加に対応するものと受け止めております。昭和48年に制定されて以来、これも28年ぶりの値上げということで伺っております。将来にわたって安定的に下水道事業を運営していく上で必要な対応であったのかと私は思っております。以上のところから、今回、下水道事業会計の決算の認定については賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第97号議案は認定すべきものと決定いたしました。

7 陳情第8号 地域の交通安全・生活環境確保のために（仮称）ヴァローレ府中白糸台駐車場整備計画の再検討を求める陳情

○渡辺しょう委員長 付議事件7、陳情第8号 地域の交通安全・生活環境確保のために（仮称）ヴァローレ府中白糸台駐車場整備計画の再検討を求める陳情を議題といたします。

陳情の朗読をお願いいたします。お願いします。

○篠塚誠二議事課長 それでは、陳情文書表4ページを御覧ください。

陳情人住所氏名は、府中市白糸台2-14-1、白糸台中部自治会会長、日下部次雄さん。件名は、地域の交通安全・生活環境確保のために（仮称）ヴァローレ府中白糸台駐車場整備計画の再検討を求める陳情。

1、陳情の趣旨。白糸台2丁目12番10に計画されている「（仮称）ヴァローレ府中白糸台」マンション建設において、駐車場と車椅子使用者用駐車スペースの附設が計画されている。しかし、住民に示された設計案では、マンション計画地に接する住民をはじめとする周辺住民の交通安全や生活環境に重大な悪影響を及ぼす懸念がある。ついては、市と事業者との開発事業協定の締結に先立ち、現行の計画の見直しを行うよう御指導いただきたい。

2、開発計画概要。建築概要。鉄筋コンクリート造5階建て、61戸（ワンルーム約25平方メートル38戸、ファミリータイプ約30平方メートル23戸）、敷地面積、約908平方メートル、建築面積、約553平方メートル、駐車場面積、約130平方メートル（推定）。土地活用の最大化を優先した結果、駐車場が後づけ的に設計されており、駐車場使用者のみならず、周辺住民、通過車両等に対しても必要な安全性・機能性が確保されていません。駐車場に求められる要件、いずれも条例に基づく要件。（1）車椅子使用者用駐車スペース1台、（2）荷さばき用駐車スペース1台、（3）居住者用駐車場13台。

3、陳情に至った理由。（1）安全性の欠如した車椅子使用者用駐車スペースの設計。車椅子用駐車スペースは、駐車場の一歩奥（北西）に設けられており、駐車場内での転

回ができないため、市道に接する駐車場出入口から常に「バックでの運転」による入庫が強いられます。（事業者も認めている）これは使用者の利便性、安全性に問題があるだけでなく、市道での転回がなされることにより、市道を利用する一般車両、歩行者に対しての危険性が増大します。さらに、計画によれば、マンションは敷地ぎりぎりに空地も確保されずに設計されていて、建物入り口も旧甲州街道側にしか設けられていません。そのため、車椅子使用者は、マンション計画の敷地を一旦出て、歩道の設けられていない市道を約70メートルにわたって移動しない限り、駐車位置から建物へ入ることができません。これでは、車椅子使用者と一般車両との接触の危険性に対する配慮を欠いたバリアフリーの趣旨に反する駐車スペースの設計であると言わざるを得ず、地域住民が安全に通行できる環境が保たれるよう願う住民としては、見過ごすことはできません。

なお、車椅子使用者用駐車スペースの改善、変更に関しては、市から場所の変更等の改善要望があったにもかかわらず、事業者は、駐車位置の変更は「1階住居を削減する必要があり、専有面積減少に伴う事業性の観点から、図面修正は極めて困難な状況です」と、利用者の安全性や利便性よりも、自社利益を優先すると見られる回答がなされています。

（2）荷さばきスペースの不適格。荷さばき（宅配等）の一時停車場所として、機械式駐車場を充てるとの業者見解を得ていますが、これは常識的に破綻しており、要件の趣旨を全く理解していないと思われます。荷さばきスペースの不備により、エントランス側の前面都道（旧甲州街道）への一時駐車が頻発すると予見され、渋滞の発生、それに伴う事故の誘発、車椅子使用者の安全通行の阻害など、近隣住民のみならず多くの関係車両、利用者に影響を与え、危険が増すと考えられます。

（3）機械式駐車場の危険性と周辺への影響。居住者用に必要な駐車台数13台を敷地内に確保するため、地上3段・地下2段の昇降横行式ピット型機械式駐車場が設置される予定です。北側及び東側に隣接する家屋境界から1メートル程度の位置に地下約3メートルの掘削を伴うため、地盤への影響、騒音・振動など隣地への負荷が極めて大きく、完成後においても地盤沈下、振動、騒音、浸水被害などの危険性が考えられ、近隣住民の市民生活（場合によっては資産・財産）を棄損する可能性があります。また、西側は高齢者施設（ぐるーぷほーむ白糸台、定員18名、24時間ケア）に面しており、特に夜間の騒音、振動は高齢者の安眠を妨害し、体調に変調を来すことが考えられます。

4、要望事項。以上のとおり、本件駐車場による住民の安全性の低下は、マンション開発計画・設計に根本的に起因するものであり、その解決のため次のとおり要望いたします。市と事業者との開発事業協定の締結に先立ち、車椅子使用者用駐車スペース、荷さばき駐車スペース及び機械式駐車場の位置、構造などについて、事業者に対し建物の規模、配置を含めて計画全体の見直しを行い、住民に十分な説明を行うよう御指導いただきたい。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 陳情を提出された方がお見えになっておりますが、補足説明についてはいかがいたしましょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 それでは、陳情を提出された方から補足説明を受けるため、委員会を休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時3分 再開

○渡辺しょう委員長 建設環境委員会を再開いたします。

この際、委員の皆様をお願い申し上げます。休憩中の資料等にございました個人名の取扱いについては御配慮いただきますようお願いいたします。

これより質疑・意見を求めます。秋山委員。

○秋山としゆき委員 1点伺いたいと思います。車椅子使用者用駐車場について今、問題

等々のところを伺いました。市からも改善要望をされたということではありますが、この経緯や市の対応について状況を伺いたいと思います。1点。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○小川敬義計画課長補佐 では、御質問にお答えいたします。市からの改善要望というところでございますが、こちらは市独自の改善案を提示したものではなく、近隣住民から寄せられた意見について、市から事業所に検討を求めたものになります。身障者用駐車場から建物までのバリアフリー動線の改善につきまして、こちらにつきまして事業者に検討を申し上げたところでございますが、こちらにつきまして事業者からは、事業性の観点から対応が困難であるとお話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。

○秋山としゆき委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。坂本委員。

○坂本けんいち委員 御説明ありがとうございます。1点、確認のために伺います。法令基準を満たしていても、周辺環境への影響を理由に、事業者へさらなる改善を求めることは市として可能なのか、1点伺います。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○小川敬義計画課長補佐 お答えいたします。本件計画につきましては、地域まちづくり条例に基づきまして協議をしております。現在のプランに至っているところでございますが、陳情者の方から、近隣住民の方から具体的な意見や懸念が届いているところでございますので、事業者にさらなる配慮を求めるように協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。坂本委員。

○坂本けんいち委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。意見をお願いします。稲津委員。

○稲津憲護委員 ただいま質疑もありましたので、この陳情の内容について趣旨は分かりまして、そういったことを踏まえて市としても、まちづくり条例の趣旨に基づいて、地域の声を聞きながら事業者とアプローチといいますかね、そののちを見ていくということなので、それであれば、その部分をどうなるかというのを見ていく必要があるだろうと思っております。そういった意味では、この陳情について、今回は採択、不採択というよりも、継続をして様子を見守っていくということが一番いいだろうと思しますので、市民フォーラムとしてはこの陳情については継続を主張いたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。秋山委員。

○秋山としゆき委員 意見のほうを述べさせていただきたいと思います。陳情内容を見ますと、荷さばき駐車場について機械式駐車場を充てるとの内容もありますが、こういった内容が現実的ではないようにも受け止めておりますし、一時駐車が増えることや、バリアフリーの観点からも動線についてはちょっと疑問視するところでもあります。

地域住民の皆様の御心配の声というのは理解できる部分でございます。私自身も、事業者は丁寧な説明を地域住民に行っていくべきだとも思っておりますので、ただ議会としてどういった指導ができるか等々、そういったところもちょうと課題もあるかなと思っております。そういったところから市政会としては、この陳情については継続審査を求めたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。坂本委員。

○坂本けんいち委員 本陳情に対して、公明府中として意見を申し上げます。

陳情文にある車椅子利用者用駐車スペースについては、駐車場内での転回が困難であ

ることや、駐車位置から建物入り口までの動線の安全確保は十分なのか、また、荷さばきスペースについても、実際の利用を想定した場合に、周辺道路の交通安全上の問題が生じないか。さらに機械式駐車場について、周辺住民の生活環境への影響など慎重に確認する必要がありますが、陳情書の内容と限られた資料だけでは、現段階では正確な判断が難しいというのが率直な意見でございます。本件は、住民の安全・安心に関わる重要な問題であると同時に、事業者の事業性や建築計画との関係も含め、慎重に判断する必要がありますと考えます。また、今後の市からの働きかけや事業者の動向を見極めた上で、引き続き対応していきたい。つまり、ここで終わらせないと考えておりますことから、本陳情については継続審査を主張いたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。副委員長。

○山本真実副委員長 ありがとうございます。自由クラブは私しか建設環境委員会に在籍しておりませんので、ちょっとだけ意見を申し上げます。

地域まちづくり条例の17条の2の3、「開発事業者は、まちづくり配慮指針に基づき、周辺地域と調和した良好な環境が形成されるよう必要な措置を自ら積極的に講じなければならない」ともありますし、また、18条の3、十分な話し合いを持って、理解を得るように努めなければならない。また、その5にも書いてありますが、近隣住民からの申出があったときは、当該開発事業の事業計画及び工事計画について、いろいろと説明会等の方法により近隣住民に説明しなければならないと書いてあるので、やはり近隣住民の方々が、これは不十分だとおっしゃられているので、開発事業者におかれましては、もう少し丁寧な御説明が必要じゃないかと考えております。

そして16条、市長がまちづくり方針及び地域別まちづくり方針に照らして、届出に係る事項に関して助言を行うことができるとあります。市長は助言を行おうとする場合は審査会の意見を聞かなければならないと書いてあるので、助言を行ったというのであれば、審査会をどんな構成メンバーでいつ何回、どんな内容かというのをもうちょっと深掘りしてやっていただきたいなと思っておりますので、自由クラブとしましても、本陳情に関しましては継続審査を主張いたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。皆さんが言っていたことに同意ですので、簡単に意見させていただきたいと思います。

建物に対して市民の方たちが声を上げて、このように議会に諮られるという、建物に関しての経験としては私は初めてなので、市民の声がこのように届いて議論されるということはとても大切なことだと思いますので、また今後、こういった案件が起こったときにも、前例としてしっかり議員の皆さんで話し合えるというきっかけにもなろうかと思っておりますので、私も継続で出させていただきます。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに。佐藤委員。

○佐藤新悟委員 継続をお願いします。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件については継続審査との御意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

お諮りいたします。本件については継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、陳情第8号は継続審査に付すべきものと決定いたしました。

8 陳情第9号 (仮称) ヴァローレ府中白糸台新築工事計画についての陳情

○渡辺しょう委員長 付議事件8、陳情第9号 (仮称) ヴァローレ府中白糸台新築工事計画についての陳情を議題といたします。

陳情の朗読をお願いいたします。お願いします。

○篠塚誠二議事課長 それでは、陳情文書表7ページを御覧ください。

陳情人住所氏名は、府中市白糸台2-14-47、戸川哲郎さん、ほか1人。件名は、(仮称) ヴァローレ府中白糸台新築工事計画についての陳情。

陳情の趣旨。府中市白糸台2丁目において、地上5階建て、分譲61戸(うちワンルーム38戸)の狭小共同住宅の建設が行われようとしています。この計画は、ほぼ2階建ての低層住宅が建ち並ぶ閑静な地域において、周囲とは著しく不調和な高さ及び規模のマンションを建設するもので、周辺住民の生活環境を大きく損ない、「府中市開発事業まちづくり配慮指針」が開発事業者に求めている、「周辺のまち並みと調和のとれた建築物の高さとする。特に開発区域周辺の住居系及び低層系用途地域への影響に配慮する」という指針内容が反映されていません。また、事業者は、住民説明会をはじめとして、極めて不誠実な対応に終始しており、適切な工事協定書を締結する前であっても、工事を着工させる方針さえ明らかにしています。まちづくり配慮指針を尊重どころか一顧だにせず、既存市街地と調和する良好な環境づくりを望んでいる住民と誠実に合意形成を行おうとしていません。本件は、府中市都市整備部計画課を通じて事業者への調整や要望など御尽力いただいておりますが、府中市議会におかれましても、問題解決に向けて御支援を賜りたく陳情いたします。

建築概要。1、工事名称、(仮称) ヴァローレ府中白糸台新築工事。2、施工場所、府中市白糸台2丁目12番10号(地名地番)。3、建物用途、共同住宅分譲61戸(うちワンルーム38戸、ファミリータイプ約30平方メートル23戸)。4、建物高さ、14.65メートル、地上5階。5、予定工期、令和8年11月1日から令和10年1月31日。

陳情に至った理由。この計画によって、周辺地域には以下の被害が発生します。1、地域の生活環境の悪化。この静かな環境に、突然住戸数61戸のワンルームマンション(ファミリータイプを称する住戸も、家族居住が可能な面積と思われる)ができることにより、工事期間中の騒音・振動や、建設機械の出入りによる渋滞などの交通リスクの発生が予想されます。また建設後は、今までにない交通量の増加、敷地内やバルコニーでの話し声や車などの騒音、放置ごみなど、地域への悪影響が発生するおそれがあります。

2、民泊転用など建設後の不十分な管理による居住環境への悪影響。事業者は、建物完成後、投資型マンションとして、ほかの不動産会社に一括売却する計画です。そのため、一括売却後に管理組合が結成されるかも不透明で、居住者の管理が十分に行われず、転売が繰り返され、資産活用目的で民泊に利用される懸念は拭えません。周辺地域の居住環境に多大な悪影響を及ぼす可能性があります。

3、景観破壊。低層住宅地域に約15メートルの高さのマンションが建つことで、まちの景観が大きく損なわれ、静かな家族向け住宅地という地域のイメージが破壊されます。また境界線ぎりぎりに3階建ての機械式駐車場が設置されることで、周辺住居の生活環境を極端に圧迫します。

4、日照権及びプライバシーの侵害。建設予定地西側のグループホームでは、冬至には午前中を通して日影となるなど、4時間以上の日影ができる住宅が発生します。また、建物北側のバルコニーから周辺住宅が見下ろされ、マンション住民の視線にさらされます。これに対して事業者は、自社の利益のみを優先し、地域住民の要望は一切聞こうとしていません。また、事業者は住民に対する説明会を開催しようとはせず、各住民への資

料投函のみを行い、府中市の条例の要件を形だけ満たすことで手続を進めようという姿勢です。このため、自治会主催で説明会を開催し、事業者側からの説明を受けることとしました。

当該説明会は7月5日及び8月3日の二度、住民40名から50名以上の参加の下、開催しましたが、その場でも事業者側は、当事業の地域への貢献や民泊対策など、府中市まちづくり条例の精神にのっとり十分な説明が行えませんでした。特に1回目の説明会の結果を受けて、府中市都市整備部計画課より打診いただいた改善案（高さの軽減、ファミリータイプ向け住戸の面積拡大、車椅子利用者のための建物北側の出入口設置など）に対しても、事業者は、「計画は法的な基準を遵守しており、採算性、事業性の観点から変更は一切できない」と回答し、企業利益のみを追求する姿勢を崩さず、住民に誠実に対応する姿勢は全く見せていません。その一方で、事業者側は、二度の説明会において住民への説明責任を果たしていないことを認めながら、市に対しては、住民への説明を終えたとして住民説明報告書の提出を強行し、住民の反対を無視して建設の手続を進めようとしています。

要望事項。以上の状況を踏まえ、府中市のまちづくり条例の精神にのっとり、既存市街地と調和する良好な環境が維持されるよう、以下の点について事業者に対し適切な指導を行うよう求めます。

（１）建築規模の縮小による周辺地域との調和と圧迫感、日照障害の緩和。容積率上限ぎりぎり、非常に圧迫感のある建物の建設が計画されています。周辺地域と調和の取れた高さや規模への計画変更による圧迫感、日照障害の緩和を要求します。

（２）工事期間中の地域住民の生活環境及び安全の確保。工事によって、周辺道路での渋滞、騒音の増大、交通事故リスクの高まりが予想されるにもかかわらず、事業者は工事計画の詳細を提示していません。工事開始前に適切な工事協定書を住民との間で締結し、周辺住民の安全を確保することを要求します。

（３）建設後の管理体制の強化（民泊利用防止等）。本計画によって、居室の民泊利用や周辺住民への騒音、プライバシー侵害、ごみ放置などの被害が予想されるにもかかわらず、事業者はその対策について十分な説明を行っていません。管理規定での民泊禁止や騒音対策、バルコニーへの目隠しの設置、管理人常駐によるごみ対策など、住民への被害防止のための継続可能で十分な対策を講じることを要求します。以上、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 陳情を提出された方がお見えになっておりますが、補足説明についてはいかがいたしましょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 それでは、陳情を提出された方から補足説明を受けるため委員会を休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時27分 再開

○渡辺しょう委員長 建設環境委員会を再開いたします。これより質疑・意見を求めます。稲津委員。

○稲津憲護委員 意見で発言させていただきます。先ほどの陳情、駐車場のほうでしたね、あの陳情と強く関連している陳情でございます。改めて今、この懸案に挙がっているこの建設業者、誠意ある対応というところが全く見られないというのは本当に、これはあってはならないとは思っております。法律どおりにやれば何でも通るという姿勢は、府中市の特性を考えても、それはどうなんだと言わなくちゃいけない部分だと思います。そういったことも踏まえると、この結果については行政の皆さんにもしっかりと勘でいただきながら、誠意ある対応ということをしつかりと議会としても見届けるためにも、今回の陳情に当たっては、同様に継続審査にしていくことが最善だろうと市民フォーラ

ムとしては判断しておりますので、ぜひとも継続審査でお願いしたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。秋山委員。

○秋山としゆき委員 1点質問させていただきたいと思いますが、これまでも地域住民の方と事業者のほうでいろいろ協議が進められてきたと思います。現状、協議の状況というのを、担当課のほうで把握していることがありましたら1点伺いたいと思います。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いします。

○小川敬義計画課長補佐 答えたいします。まず、本件に関する手続の状況でございますが、令和8年5月に開発事業の協議書が提出されまして、その後、庁内関係課との協議及び近隣住民への説明が行われております。今後、協議内容を整理した上で、協定の締結に向けた手続を進めることとなりますが、一部近隣住民の方及び事業者から紛争調停の申出があったことから、現在手続を止めているような状況でございます。今後あつせんを行う予定でありますので、あつせん等の手続が終了するまでは協定の締結は行わない、そのような手続の状況でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。秋山委員。

○秋山としゆき委員 現状について分かりました。このまま意見を述べさせていただきませんが、先ほどの陳情と同様であります。地域住民の皆様の御不安、御心配の声は理解できるところでありますので、事業者のほうの丁寧な説明、対応が望ましいと考えております。現状を確認させていただきますと、紛争調整の申出があったということでもありますので、現状のところ、陳情の要望事項についても多岐にわたるところでもありますので、こちらについても市政会としては継続審査の意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。坂本委員。

○坂本けんいち委員 本陳情に対して、公明府中としての意見を申し上げます。

本陳情は、建物の規模や高さ、駐車場の配置、工事期間中の安全対策、建設後の管理状況など、周辺住民の生活環境や安全に関わる様々な懸念が示されており、住民の皆様が不安を感じていることについては十分理解するところでございます。また、陳情書によれば、自治会主催による説明会が二度開催され、多くの住民が参加したものの、住民側と事業者側との間で、計画の内容や改善について十分な理解が得られていない状況も示されております。

一方で、陳情文と限られた資料だけでは、建築計画の実態、周辺道路や住宅との関係性、周辺環境への影響など、現段階では正確な判断が難しいというのが率直な意見でございます。また、今後の市からの働きかけや事業者の動向を見極めた上で、引き続き対応していきたい。つまり、ここで終わらせないと考えておりますことから、本陳情については継続審査を主張いたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。簡潔にイケたらと思います。

まず、話を聞いている以上、誠意のある対応をしていない会社に対して、それが強行に建築までストレートに行くということが阻止できたということは市議会、そして市の職員の皆様が力を合わせて、取りあえずは一步踏み出せたということはすごくいいことだと思いますし、先ほどと同様、また、こういったケースがあった場合にどのように市民の要望を聞ける、このような会があったということを示すこともできると思いますので、先ほどと同様、継続とさせていただきます。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。副委員長。

○山本真実副委員長 自由クラブを代表して、一言だけよろしくお願いします。

先ほどの陳情第8号のほうでも申し上げましたが、周辺の地域的良好な環境が形成されるような必要な措置を自ら積極的に講じなければならないとありますので、ぜひこれを市としても、地域を守るために積極的に責任感を持って取り組んでいただきたいなという思いから継続審査を主張いたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。佐藤委員。

○佐藤新悟委員 私からも継続でお願いします。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。継続審査との御意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

お諮りします。本件については継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、陳情第9号は継続審査に付すべきものと決定いたしました。